

熊本市内宿泊教育旅行誘致助成金交付要項

一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会
制定 令和8年4月1日 代表理事決裁

(目的)

第1条 この要項は、熊本県外の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）が実施する、熊本市内に宿泊する教育旅行（遠足や移動教室、合宿、野外活動による教育旅行は含まない）を取り扱う助成対象団体に対し、予算の範囲内において、教育旅行助成金（以下「助成金」という）を交付することにより、熊本市への宿泊を伴う教育旅行の誘致拡大を目的とする。

(助成対象団体)

第2条 本事業の助成対象団体は、旅行業法（昭和27年法律 第239号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行会社で、第3条に規定する助成要件の全てを満たす教育旅行を取扱う者とする。

(助成対象要件)

第3条 助成の対象要件は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 熊本県外の学校が学校行事として行う教育旅行であること。
- (2) 熊本市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。

(助成額及び助成限度額)

第4条 助成額は、助成対象教育旅行における、貸切バスの借上費又は宿泊費（熊本市内）とする。

2 助成額及び助成限度額は次の各号のいずれかとする。ただし、助成金の申請額が当協会の予算の範囲を超過する場合、予算の範囲内までの助成とする。

助成額	助成限度額
(1) 貸切バス借上費 貸切バス1台につき 50,000円まで	1校につき200,000円
(2) 宿泊費（熊本市内）1人1泊につき 2,000円まで ※2泊の場合 4,000円まで	

3 貸切バス借上費が前項第1号に定める助成額を下回る場合は、当該貸切バス借上費を助成額とする。

4 宿泊費が第2項第2号に定める助成額を下回る場合は、当該宿泊費を助成額とする。

5 前項の助成額に百円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

6 宿泊費の助成対象は、教員・生徒のみ（添乗員・カメラマン・看護師等を除く。）とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を申請する者（以下「申請者」）は、教育旅行を開始する日の前日か

ら起算して14日前までに交付申請書(様式第1号)、教育旅行の行程表を代表理事に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 代表理事は、前条の申請があったときは、提出された申請内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更又は中止)

第7条 申請者は、助成金の交付決定を受けた後において、旅行期間、旅行内容(宿泊施設等)を変更する場合又は申請を取り下げの場合は、速やかに変更(中止)申請書(様式第3号)を代表理事に提出しなければならない。

2 前条の規定による助成金の交付決定後はいかなる理由があっても助成金額の増額変更は認められない。

(交付の取消又は変更)

第8条 代表理事は、前条に規定する申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第6条の決定について変更、又は取り消しし、交付変更(取消)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、対象となった教育旅行を終了した日から起算して30日以内かつ当該事業年度内に実績報告書(様式第5号)、宿泊証明書(様式第6号)を代表理事に提出しなければならない。なお、必要に応じて貸切バスの台数・費用が分かるもの(バス会社からの請求書写し・領収書写し等)を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 代表理事は、前条の実績報告書を確認の上、助成金額を確定し、交付確定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第11条 前条の確定通知を受けた申請者は、速やかに交付請求書(様式第8号)を代表理事に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(助成金の交付決定の取消及び返還)

第12条 代表理事は、次の各号の場合、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する実績報告がなされないとき
- (2) 第9条に規定する実績報告の内容が、第3条に規定する要件を満たしていないとき
- (3) 申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) この要項の規定に違反したとき
- (5) その他、代表理事が不相当と認めたとき

2 代表理事は、前項により交付決定を取り消したときは、交付変更(取消)通知書(様

式第4号)により、申請者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定は、助成金交付確定後においても適用するものとし、既に交付を受けた助成金があるときは、代表理事はこれを返還させることができる。

附 則

- 1 この要項は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、令和8年7月1日以降に熊本市内の宿泊施設に宿泊する教育旅行について適用する。